

食品表示基準の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
改正に賛成する意見（２件）	
・ 未検査米への３点表示を可能とすることに賛成。現在も米トレサ法にのっとり、産地品種産年を伝票に記載した上で、未検査米を販売している。しかし、容器包装に産地、品種及び産年の表示は出来ないため、消費者には理解出来ない状態だと思われる。流通段階における表示違反に対しては、米トレサ法の罰則規定により、法令が遵守されていると感じるが、その根拠となるのは生産者の自己申告のみであるため、生産者の申告にも食品表示法が適用され、強い罰則がある事が明白になれば取引が円滑になると考える。生産者も、食品表示法が適用されることで責任を持って申告するようになると考える。 ・ 米の産地、品種及び産年は、消費者の選択にとって重要であるため、農産物検査を受けているか否かに関わらず、これらを表示できるとする案を基本的に支持する。	御意見ありがとうございます。消費者及び食品関連事業者双方にとってより良い制度にしていきたいと思います。

改正に反対する意見・制度設計全体に関する意見（19 件）

改正に反対する意見（5 件）

- ・米の生産量の 7 割が検査米として流通している状況で、ごく一部の未検査米のために表示制度を変更すべきではない。
- ・農産物検査を受けていない米に、産地、品種及び産年の表示を可能とすることに反対する。現状、第三者機関による農産物検査証明を、表示の唯一の根拠とすることで、流通形態が複雑であっても、食品表示に関する消費者の信頼を得ている。制度の見直しにより、食品の表示について、流通業者及び消費者からの信用を損なうことは明白で、制度の改廃に反対する。
- ・農産物検査による証明を受けていない場合であっても（未検査米）の表示を可能とする改正について反対する。現状、生産者の種子の更新が自家採取によるものが多く、品種・産年の確証が取れにくい中で農産物検査を実施している。そのため、検査員による目視検査を経て、品種・産年の特定をしている状況である。未検査米に 3 点表示を可能とした場合、種子の更新を確実に行う等の規定がなければ、品種・産年の確証が取れないと考える。
- ・米の生産から販売までの過程に関わる農薬取締法や食品衛生法の遵守にも配慮しながら、表示のあり方を検討し、不正表示をなくするのが第一である。生産者、販売者、加工業者を経て、消費者に対して 3 点表示の内容がどのように伝達され、その情報をそれぞれがどう捉えているか、実態を調査するとともに、関係者間の意見の調整が必要である。購入者や消費者の信頼に耐える公的又は第三者による表示の根拠の証明には、経費がかかり、その結果、販売価格に上乗せされるおそれがあるが、この点の見解も求める。原案のような表示制度を拙速に、実施する必要があるとは思えないため、再考されたい。
- ・いかなる対策を実施したとしても、3 点表示がなされた未検査米の流通により、不正な表示の横行や、米の表示に対する消費者の信頼を失う懸念があり、これは農産物検査制度全体を揺るがしかねないものである。

御意見ありがとうございます。

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、改正することといたしました。

今般の改正により、農産物検査証明を受けていない米穀であっても、農産物検査における産地、品種及び産年の確認に使用されている書類と同様の根拠資料の保管を義務付け、当該資料により客観性を担保することにより、表示の真正性を担保することで産地、品種及び産年の表示を可能とします。この場合、消費者の選択に資する適切な表示事項が表示され、消費者にとっては食品を選択する上での情報量が増えることとなります。また、農業者にとっては、表示のためだけに農産物検査を受検する必要がなくなり、米穀の生産に係るコストダウンが図られます。

なお、表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。

制度設計全体に関する意見（14 件）

- ・農産物検査を受検していない原料玄米を原料とする精米等の表示については、農産物検査とは異なり、その根拠が第三者証明ではないことから、不適正表示を防止し、消費者の利益や表示への信頼性を確保できるように制度設計すべき。規制改革実施計画における「農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にする」との趣旨をふまえれば、農業者以外の販売者に対しても、農業者と同等の表示の信頼性を義務付けるよう、制度設計すべき。（8 件）
- ・現状でも、インターネット等では生産者の直売品で、不正な表示がなされた精米が販売されており、それらが見逃されている中、改正した場合、不正事案を取り締まれるのか疑問。改正案は、第三者による検査（農産物検査）ではなく、表示責任者自らが書類を整備する仕組みであるため、不正が起こりやすく、現状よりも更に取締りが困難になるのではないかと懸念。消費者は精米の表示を信頼して購入するため、コスト作戦を優先しすぎること、消費者の安心を奪ったり、消費者が騙されやすい仕組みとしてはいけない。また、各都道府県の優良品種や産地品種銘柄以外の表示が認められるなど、他産地のブランド米への便乗やブランドの横取りが許されるような仕組みがあってはならない。（2 件）
- ・未検査米に産地・品種・産年が表示できるようになれば、偽装表示がさらに増加することが懸念される。消費者の利益や、表示への信頼が損なわれないように制度設計すべき。
- ・不正表示が生じないよう、制度設計すべき。
- ・農産物検査は、費用と手間がかかる。未検査米と検査米が同一に扱われると、生産者に不利益が生じる。
- ・販売数量が年間 20 t 以下の場合は都道府県に届出をしなくても良いが、未検査米に、産地・品種・産年を表示して販売する場合は届出を義務にすべきである。どこの誰が未検査米を表示して販売しているか分からないのは問題である。

今回の改正案は、規制改革実施計画を踏まえ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、産地等の根拠を示す資料の保管を 3 点表示する際の要件としております。具体的には、農産物検査での確認に使用されるものと同様の根拠資料の保管を、3 点表示を行うための要件とすることとしているため、当該資料により客観性が担保され、表示の真正性を担保できると考えております。また、表示の根拠資料の保管につきましては、表示責任者である販売者が行うことが原則となります。ただし、生産者しか持ち得ない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、生産者等の保管を認めることとする旨を食品表示基準 Q & A で示しております。

産地・品種・産年の表示の根拠資料の内容に関する意見（12 件）	
・ 具備すべき根拠資料について、例えば原料玄米の生産者の種子・苗の購入伝票、営農計画等の作付情報など、具体的に明示すべき。（5 件） ・ 未検査米に産地・品種・産年を表示する場合の根拠資料として、農水省が販売伝票等を例示しているが、農産物検査のように、第三者認証としなければ表示の信頼性を損なうため、十分に消費者委員会で議論いただきたい。 ・ 根拠資料の内容を明示すべき。（3 件）	根拠資料につきましては、種子や苗の購入記録、営農計画書等の資料の保管が必要である旨を具体的に食品表示基準Q&Aで示しております。
・ 産地、品種を証明し得る客観的根拠は、DNA 鑑定以外に想定できないが、それも鑑定試料の証明根拠にしかならず、流通する米穀全体の証明根拠にはならない。 ・ 産年の証明は、現在の科学技術では不可能ではないか。 ・ 客観的、科学的証明手法を明確にした上で意見募集すべきではないか。	表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。また、産地、品種及び産年の表示の根拠資料を保管することにより、客観的に産地、品種及び産年の真正性が担保されと考えております。 なお、具体的な根拠資料としては、農産物検査における確認で使用されている資料と同様の種子や苗の購入記録等の生産に係る資料や納品書、送り状等の流通に係る資料のほか、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管する必要がある旨を食品表示基準Q&Aで示しております。
根拠資料の確認・保管の義務付けに関する意見（23 件）	
・ 検査米同様、未検査米の根拠資料についても、即時に把握される必要がある。未検査米への3 点表示にあたり、販売者が、販売開始から販売後一定期間まで、根拠資料を保管することを義務付けるべき。（9 件） ・ 産地、品種、産年を表示する場合は、販売事業者は、販売する米穀の産地、品種、産年に関する	表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。また、表示の根拠資料の保管につつま

根拠を保有し、それを一定期間保存する仕組みを要望する。 ・表示責任者である販売者に客観的な根拠資料の保管を義務付けるべき。 ・消費者の信頼維持のため、未検査米であっても、産地・品種・産年が証明できる根拠資料や、流通経路及び保管状況が把握できる資料の保管を義務付けるべき。 ・産年、産地、品種の根拠となる情報は、米の現物と一緒に流通する農産物検査証明以外は、本来、生産者しか持ちえないものである。そのため、未検査米に３点セット表示する販売業者に対し、その表示の根拠資料を保管することを義務付けるのであれば、根拠資料が、米の現物とセットで、生産者から販売業者までの全ての流通段階で確実に伝達されるとともに、販売業者の保管期間と同一期間、当該資料が保管されるべきである。 ・未検査米への３点表示にあたり、販売者自らが農産物検査と同等の客観的な根拠資料を確認することを義務付けるべきである。（７件） ・未検査米を購入し、生産者から根拠となる資料を提出され販売していたが DNA 検査で異品種と判定された場合は、誰の責任になるのか。表示責任者のみならず、出荷生産者にも責任をもたせるべき。 ・改正案は、農産物検査を受けていない米の表示について、「〇〇社（生産者名）確認による」との表示例を示している。これは、産地、品種及び産年の情報が、取引を行う当事者間のみで確認されることを前提としており情報が正確に伝達されるか不安が残る。この不安を解消できる仕組みを整えるべきである。（２件）	しては、表示責任者である販売者が行うことを原則とし、これらの資料の保管期間は、調整年月日、精米年月日又は輸入年月日から３年間としています。具体的な資料としては、農産物検査における確認で使用されている資料と同様の種子や苗の購入記録等の生産に係る資料や納品書、送り状等の流通に係る資料のほか、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料が含まれます。このうち、生産者しか持ち得ない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、表示責任者以外の保管を認めることとする旨を食品表示基準Ｑ＆Ａで示しております。 なお、表示責任者において、当該資料を速やかに確認できる措置がとられていなければ、根拠資料を保管しているとはみなされないため、３点表示を行うことはできません。
・未検査米への３点表示については、農産物検査と同等の根拠資料の確認、第三者機関による証明・確認を義務付けるべき。	改正案では、農産物検査での確認に使用されるものと同様の根拠資料の保管を、３点表示を行うための要件とすることとしているため、当該資料により客観性が担保され、表示の真正性を担保できると考えております。

表示事項の確認方法に関する表示に関する意見（27 件）	
表示事項の確認方法に関する表示は義務表示事項とすべきでない（2 件） ・産地、品種、産年等の「表示の確認方法」の表示は必要ないとする。リンゴやミカンなど米以外の農産物は、事実に基づき産地、品種名を表示しており、その確認方法は表示されていない。米にのみ確認方法を表示可能にすれば、表示があるものと無いものとが混在し誤解や混乱が生ずる。また、意図的に偽装表示しようとする者が、その表示の根拠を正しく表示するとは考えられないため、「表示の確認方法」の表示の義務付けは、偽装表示の抑止にはならない。事実を確認できる根拠の保存で十分である。 ・通常、米は様々なルートから仕入れた物を混合して使用するため、未検査米への3点表示の根拠に関する表示が義務になれば、表示が現実と乖離すると考えられる。表示根拠は表示する者が仕入伝票を担保に表示しているのであり、消費者には不要な情報だと考える。 表示事項の確認方法に関する表示は義務表示事項とすべき（23 件） ・3点表示の証明方法の記載は任意ではなく義務とすべき。（9 件） ・現行制度の検査米は「農産物検査証明による」との表示はされていないため、改正後、未検査米に係る任意表示欄を空欄とした場合、現行制度の検査米と未検査米との表示が全く同じになってしまい、消費者の誤解を招く懸念がある。消費者利益の観点からも検査米と未検査米の区分がつくようにすべきである。 ・農産物検査を受検した米は、産地、品種や品質が明確であり、原料玄米が検査米なのか、未検査米なのかは、消費者にとって大変有益で重要な情報であることから、表示の確認方法については、任意表示ではなく義務表示とすべきである。 ・農産物検査を受検しているか、未検査米なのか、消費者への情報提供が必要であり、何を根拠に産地・品種・産年を表示しているか区別できるよう、表示を義務化すべき。 ・未検査米を使用する販売業者にとって、「表示の確認方法」について「自社確認による」等の表示を行うことのメリットはなく、むしろ表示を行わないことのメリットが大きい（原料玄米が検査米かもしれないと思わせる）ことから、任意表示事項であれば「表示の確認方法」は表示しないのではないかと。農産物検査を受検した米は、産地、品種や品質が明確であり、原料玄米が検査米	改正前の食品表示基準では、産地、品種及び産年の表示の真正性の担保をするために農産物検査を要件としていましたが、改正案にあつては表示の根拠資料の保管の義務付けにより、農産物検査の受検の有無と関係なく産地、品種及び産年の表示の真正性が担保されることとなります。したがって、農産物検査の受検の有無により差が生じないものに、農産物検査を受検した旨や受検していない旨の表示を義務付けることは適切ではないと考えています。あくまで、表示事項の根拠の確認方法の表示については、生産者や販売者の方が消費者に対して訴求をするために行う表示と考えており、このため、任意表示としております。 一方で、農産物検査の受検の有無を知りたいという消費者への配慮も必要なことから、消費者委員会の答申も踏まえ、表示の根拠の確認方法については表示することが望ましい旨をQ&Aに示しております。

なのか、未検査米なのかについては、消費者にとって大変有益で重要な情報であると考え。このことから、「表示の確認方法」については、任意表示ではなく義務表示とするよう強く要望する。

- ・未検査米の表示に当たって第三者認証が必要ない場合、第三者認証のある検査米と未検査米を消費者が選択できる権利が与えられるべきである。現状、検査米の表示の根拠に関する記載がないところ、改正後は、表示の根拠を示す表示は任意表示となるため、空欄とした場合、改正前の検査米と改正後の未検査米の表示が同一になる。よって、消費者が検査米と未検査米を選択する権利を奪われる点について、十分に消費者委員会で議論いただきたい。
- ・未検査米でも産地、品種及び産年が表示できるようになれば、消費者にとって、検査米と未検査米の区別がつきづらくなる。消費者に誤解を招く表示はすべきでない。
- ・生産者の顔が見えないスーパーマーケット等で販売する米は、農産物検査を実施すべき。農産物検査を受検しない場合は、農産物検査をしていない旨の表示を義務化すべき。
- ・3点表示のほかに、検査米・未検査米のどちらに該当するかを表示してはどうか。
- ・産地、品種及び産年の表示が農産物検査証明によるものか、その他の品質確認によるものかの記載は、任意表示ではなく義務表示とすべき。任意表示でも良いとされた場合、当該表示に関する重大な事故・事件が発生した際に消費者の混乱を招くおそれがある。米の表示制度の信頼性維持のため、義務化が必要である。
- ・表示事項の根拠については、表示を義務付ける必要がある。過去に発生した不正米穀事件等の事件を起こさないためにも、関係業者に自覚と責任を持たせる観点からも、義務付ける必要がある。
- ・3点表示の根拠が任意表示とされた場合、表示の根拠が不確かな米の流通が懸念され、消費者が米を選択できないことによる利益喪失や、米への不信感の増長につながるとともに、生産者の「より良い品質の米を消費者へ」との思いと逆行することとなる。消費者・生産者相互が利するよう、根拠の表示は義務付けるべき。
- ・農産物検査法による証明を受けていない米に、産地、品種及び産年を表示する場合は、農産物検査法による検査証明を受けていない旨を表示すべきである。ブレンド米については、問題が生じやすいと考えられるため、一層公正性が確保されるようにすべき。
- ・改正案では、検査を受けていない「未検査米」について、精米所や農家自身が確認して産地、品種及び産年を表示できるようになるようだが、「自身で確認している」というのは、どこまで信用

できるのか。農産物検査を受けていることに意味があるのであれば、未検査米と検査米とが、ほぼ同じ産地、品種及び産年の表示がされていて、「検査証明による」と「精米所確認による」という部分の表示だけが違うことになると、消費者はその意味が分からないまま購入してしまうことになる。検査を受けている米と、受けていない米に違いがあるのであれば、紛らわしい表現の違いにはしないようにしてほしい。また、検査を受けていることの意味がそれほど無いのであれば、未検査米であっても、検査を受けた米と同一の表示になるようにしてほしい。 - 任意表示とされている「表示の根拠に示す項目」については義務表示として区分を明確にし、表示の信頼性、消費者の合理的選択手法を担保すべきである。 その他の意見（2件） - 一括表示欄のみで、検査米と未検査米を消費者に認知させるのは非常に困難で、消費者の誤解を招くおそれがある。そもそも精米の一括表示欄は商品情報を一目で分かりやすくするための表示であり、一括表示欄に「農産物検査証明による」や「自社確認による」と記載されていても、消費者は意味がよく分からないのではないか。 「農産物検査証明による」や「自社確認による」等の表示は義務か、任意か。どちらも任意であれば、費用がかかる農産物検査制度は縮小、消滅するに違いない。また、証明を受けた玄米にだけ表示が義務化され、証明を受けていない玄米は任意表示となれば、現在主流であり、農産物検査に費用をかけている方の米袋にだけ負担が増加するという理不尽なことになる。	
施行時期・パッケージの改訂のコストに関する意見（12件）	
施行時期を見直すべき（10件） - 経過措置期間を設けることで、包材のロスが軽減されることから、経過措置期間を「精米時期」への表示変更に合わせて、2022年3月31日以降としていただきたい。 - 円滑な導入をはかるため、十分な移行期間（3年程度）を設定すべき。（4件） - 改正を行うのであれば、令和4年4月1日以降に、5年程度の経過措置期間を設定した上で実施していただきたい。表示のルールが頻繁に変更され、市場に新旧の表示が混在している状態が続くのは、消費者にとって分かりにくい。	令和2年3月の精米時期表示の改正に関して、経過措置期間を設けたのは、この改正により、全ての事業者が玄米及び精米の表示（食品表示基準別記様式4）の様式を変更する必要があり、包材の改版に時間を要するためです。 今回の改正案は、食品関連事業者に新たな表示を義務付けるものではなく、今まで3点表示できなか

・改正するとしても、段階的に適用することが求められる。農産物検査を唯一の根拠とする表示制度が浸透しており、何らかの改正があるとしても、段階的に適用しないと、現場が混乱し、不適正な表示の米穀が流通することも考えられる。このためにも、適用範囲を生産者と消費者との直接的な契約など、表示項目が確実に伝達される取引から適用し、その浸透状況を見極め、業界や消費者等から十分な支持を得られてから、全面的な適用を目指すべきと考えられる。 ・コロナ禍等により米の需給が緩和し価格も下落しており、令和３年７月以降も、近年にない量の前々年産、前年産の米が長期にわたり流通することが見込まれる。このような状況の下、改正することは、流通の混乱、価格の低下につながりかねないため、新基準の施行は延期すべきである。（３件） 改正により、パッケージの改訂に係る負担が生じる（２件） ・今年３月の食品表示基準の改正により、米袋の表示変更に取り組んでいる最中に、更なる変更を求められると、米袋の作り直しに関わる労力・コストと、旧表示の米袋在庫処分費用など、米袋を扱う各業者の疲弊を増幅させる。 ・米穀卸では多くの米袋在庫を抱えており、パッケージの変更には多大な費用が必要となる。	った農産物検査を受検していない米穀について、３点表示を可能とするものであり、流通に混乱が生じるとは考えておりません。 また、現行、農産物検査を受検しているものについては、変更の必要がないため、特段の準備期間は必要ないと考えています。今回の改正案は、消費者及び生産者の利益となる改正であることから、令和３年産米の流通に合わせて表示可能となるように施行時期を定めています。
表示の監視体制に関する意見（１４件） ・未検査米の３点表示の根拠資料の整備・保管状況、内容等について、行政機関によるチェックを徹底すべき。（７件） ・行政機関によるチェック体制を整備・強化すべき。（３件） ・新たな未検査米への３点表示について、重点的に監視・指導し、厳格に罰則を適用すべき。（２件） ・表示の根拠資料が保管されているかどうかの確認は、どの段階でどの行政機関が行うのか。そこまで人手をかけてやるべきことなのか。具体的に示すべき。 ・コシヒカリの生産量を販売量をはるかに上回るなど、偽ブランド米が出回っていると言われてい中、農産物検査なしで表示を認めるとはどういうことか。偽装表示をどう防止するのか明確にすべき。	国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、食品表示法等に規定されたそれぞれの役割分担の下、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。また、事業者に不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第４条第１項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第６条第１項及び第３項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又

	は指導を行っていくこととしています。
制度の周知に関する意見（５件）	
・ 検査証明を前提としてきた精米の表示と流通に大きな影響を与えることになるため、消費者を始めとする、米流通に関わる全ての関係者が、農産物検査と新たな食品表示基準について正しく理解できるよう、周知徹底を図るべき。（２件） ・ 消費者や流通業者等の関係者が制度の見直しの趣旨と内容を十分理解できるよう、行政機関が責任を持って周知を徹底すべき。（２件） ・ 表示の仕組みについて周知すべき。	改正案の内容だけではなく、そもそもの農産物検査についての理解促進を図ることが重要であると考えており、消費者委員会の答申も踏まえ、農林水産省とも連携し、消費者及び事業者それぞれへの周知普及に努めてまいります。
未検査米の品質に関する意見（７件）	
・ 現在、３点セット表示されている検査米は、そのほとんどが農産物検査によって１等又は２等に格付けされた米であり、それ以外の米は主食用以外の用途に使われている。今回の案では、品質に関わらず、未検査米に３点セット表示して主食用に販売できるようになっているが、３点セット表示されている精米を購入すれば、消費者が従来どおりの品質を期待できるよう、３点セット表示する未検査米は農産物検査と同等の品質確認を行うべきである。 ・ ３点セット表示する未検査米は、品質が安定しないため、農産物検査と同等の品質確認を行うことを要望する。 ・ 農産物全体の品質低下や、品種が不確かな米の流通による米業界全体の信頼性が低下する懸念があるため、未検査米には最低でも２等以上の品質を求めるべきである。 ・ 現状、一般的に２等以上の品質の米が流通しているが、表示の根拠さえあれば主食用米として流通可能となる。農産物検査における３等に満たない劣悪なお米であっても、未検査として根拠資料を保管していれば流通可能となることについて、十分に消費者委員会で議論いただきたい。 ・ 未検査米への「産地、品種及び産年」の表示見直しによる影響として、見直し案では３等に満たない米の流通も想定され、品質低下や品種が不確かな米の流通による米全体の信頼低下、米価の下落も懸念されるため、最低限２等以上の品質を求めるほか、不正表示防止の観点から一定の割合で品種検査も要件とすべきである。	現行の食品表示基準上、３点表示を行う場合は、当該表示に係る農産物検査による証明を求めています。等級については規定していないため、１等や２等に格付けされる米穀でなく、３等や規格外に格付けされる、いわゆる、品質が劣る品位の米であっても、３点表示は可能となっております。 したがって、農産物検査を受検し、３点表示を行っているからといって、品質の担保が行われているわけではありません。 また、３点表示については、農産物検査での確認に使用されている資料と同様のものを保管することを要件とすることにより表示の真正性は確保されと考えており、米の表示への信頼が損なわれるとは考えておりません。 あくまで、米販売事業者においては、検査米、未検査米にかかわらず、消費者のニーズに応じ、消費

・未検査米への３点表示が可能となることで、農業者の農産物検査を受検する動機が薄れるとともに、１等を目指して高い品質の米づくりをする動機も薄れていくことが懸念される。これは消費者の不利益につながるものである。 ・製品については、最低限２等品位以上とすべき。ふるい目及び水分の基準を設定しても、本人申告による販売伝票への記入が根拠では信頼性に疑問。	者が求める品質等の米を販売されており、今後も同様に消費者のニーズに応じ、販売されていくと認識しています。
農産物検査制度等に関する意見（５件）	
・農産物検査の効率化については、積極的な見直しが必要であるものの、これまで米の品質等を確保する上で重要な役割を果たしてきた農産物検査制度を十分評価し、現行制度を維持すべきである。 ・今回はＪＡＳ規格への一本化は見送られたが、農産物検査本来の意義が失われる内容の検査規格にならないことを強く望む。 ・直接払い制度では農産物検査の受検を要件としており、農産物の生産・流通の公平性・透明性を保ってきた。未検査米の流通を促進する改正は、米の過剰生産を助長する恐れがあり、需給調整が困難になれば相場が不安定になる。米は主食であり、安定生産が難しくなれば、結果として国民生活に混乱を招く結果となる。 ・未検査米のナラシ交付金の受給要件とする根拠（生産数量）を販売伝票とした場合、数量の水増し等のモラルハザードが生じるリスクが非常に高いことから、第三者証明の義務化と費用負担を求めるべきである。 ・品種については産地品種銘柄を基本とし、ブランド名を汚すことのないよう、産地を超えた栽培は不可とすべき。	農産物検査制度や関係助成金等の制度を所管している農林水産省にお伝えさせていただきます。
その他の意見（１３件）	
・輸入米の場合、産地・品種・産年に関する根拠資料の確認等の担保は困難と思われるため、輸入米の場合は、自主的な確認による表示は認めず、表示に当たっては輸出国の公的機関の証明を必要とすべき。（２件） ・輸入米の場合、「産年」は食の安全上重要である。輸入古米にはアフラトキシンなどカビ毒のリスクがあり黄変米事件も起きた。輸入の複数原料米に産年表示の義務付けは不可欠。	産地、品種及び産年の表示の根拠資料を保管することにより、客観的に産地、品種及び産年の表示の真正性が担保されと考えております。表示の根拠資料の保管につきましては、表示責任者である販売者が行うことが原則となりますが、生産者しか持ち

	得ない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、表示責任者以外の保管を認めることとする旨を食品表示基準Q&Aで示しております。 したがいまして、海外の生産者等に根拠資料が保管されていたとしても、表示責任者において、当該資料を速やかに確認できる措置がとられていなければ、根拠資料を保管しているとはみなされないため、3点表示を行うことはできません。
・複数原料米は古米やくず米を混ぜられても消費者には見分けられず、表示が「優良誤認」となり、消費者に多大な不利益がある。「複数原料米」は「国内産 △割」ではなく、品種、産年及び産地（外国産は国名）を使用割合の高い順に表示すべき。ふるい下米を使用している場合は「特定米穀」の表示を義務付けるべき。 ・改正案では、ブレンド米の場合、古米の産年を表示しないことも可能になってしまうため、「複数原料米（ブレンド米）」の場合は国産、輸入ともに産地と割合表示に加えて「産年」表示を義務付けるべき。	御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。
・食品表示基準別記様式4の備考2の「産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その事項を省略することができる。」を削除すべき。産地、産年、品種は、消費者の選択に最低限必要な情報であり、表示しないものがあるべきではない。 ・食品表示基準別記様式4の備考6「輸入品であつて、調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては、この様式中「調製年月日」又は「精米年月日」を「輸入年月日」とする。」を削除すべき。調製年月日又は精米年月日は、米トレーサビリティー法で作成・保存すべき資料である。 ・くず米や、砕けた米については「特定米穀」の定義を設けるべき。（2件） ・今回の改正は主食の表示に関するものであり、国民の関心が強く、改正による影響も大きい。そ	御意見ありがとうございます。

のため、表示の根拠となる、起点（生産者による出荷時点）における確認情報が生産段階から流通・小売段階に至るまで正確に伝達される必要がある。それを担保するには、米トレーサビリティー法に基づく伝達事項に、産年も加えるべきである。（2件） ・3点表示の不正があった事例について、年度別の件数と、その摘発経緯・理由・処分内容を示されたい。また、米穀に関する、農薬取締法及び食品衛生法の違反事例とその経緯、処分内容別の直近5年の年度別件数を示してほしい。 ・栽培から販売に至るまでに使用した農薬の名称を表示することを検討されたい。	
---	--